

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年11月1日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：21件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	3号機	原子炉再循環系MGセットすくい管制御盤（A）点検において、すくい管ロックリセット操作を実施したところ、制御盤内のヒューズ切れが認められたため、原因調査及び対応検討	C	
2	3号機	圧力抑制室プール水温度記録計点検において、サーボユニットの動作不良による計器精度外が認められたため、当該部を修理	D	
3	3号機	原子炉冷却材浄化系ブローダウン低圧カスイッチ点検において、計器精度外が認められたため、当該スイッチを交換	D	
4	3号機	原子炉格納容器全体漏えい検査用露点温度計指示値確認試験において、露点計に許容値外れが認められたため、当該露点計を修理	D	
5	3号機	制御棒駆動水圧制御ユニット（30-03）用窒素ガス圧カスイッチ点検（回路端子復旧）において、端子箱に当該ケーブルを接触させ地絡したため、対応検討	C	
6	3号機	中央操作室換気空調系冷凍機（A）において、蒸発器入口電磁弁用圧カスイッチの動作不良により停止したことが認められたため、当該圧カスイッチを点検・修理	D	
7	3号機	高圧注水系他電動弁駆動部点検（4台）において、ステムナットに摩耗が認められたため、当該部を交換	D	
8	3号機	残留熱除去海水系ポンプ（B・D）点検において、インペラに腐食が認められたため、当該インペラを修理	C	12月19日再審議にてグレード変更 D → C
9	3号機	気体廃棄物処理系排ガス予冷器（A・B）冷却機用冷却水量調整弁の点検において、駆動部の部品に摩耗が認められたため、当該部品を交換	D	
10	3号機	補給水系補給水流量積算計において、共用電気ボイラ補給時に逆転事象が認められたため、対応検討	C	
11	4号機	廃棄物処理系廃液中和タンク用苛性ソーダ計量管ポットの下部フランジ部に析出物の付着が認められたため、当該部を点検・修理	D	
12	4号機	主復水器細管洗浄装置ボール循環ポンプ（B）入口弁に過負荷トリップ事象が認められたため、当該弁を点検・修理	C	
13	5号機	所内ボイラ室換気空調系冷却装置点検において、当該装置圧縮機ボルト穴にゆるみが認められたため、当該部を修理	D	
14	5号機	タービン建屋換気系空調冷却装置（C）点検において、当該装置圧縮機吸入圧カスイッチに動作不良（固着）が認められたため、当該圧カスイッチを交換	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
15	6号機	原子炉給水ポンプバイパス流量調節器点検において、当該調節器数値表示部に表示不良が認められたため、当該部を交換	D	
16	6号機	計装用空気系除湿装置用乾燥器タイマー点検において、タイマーの動作不良が認められたため、当該タイマーを修理	D	
17	6号機	非常用ディーゼル発電機（A）用補助海水ポンプ点検（電動機回転方向確認）において、起動しない制御回路構成で電源遮断器を「ON」にしたところ電動機が自動起動したため、原因調査及び対応検討	C	
18	6号機	低圧炉心スプレイ系封水ポンプ駆動電動機の試運転前の外観点検において、動力ケーブル用フレキシブル電線管の一部に近傍で実施された溶接作業の熱が原因と思われる損傷が認められたため、対応検討	B	
19	集中環境施設	プロセス計算機プリンタに印字不良が認められたため、当該プリンタを点検・修理	D	
20	集中環境施設	洗濯物運搬作業において、運搬車両によりアーケード用雨どいを一部破損させたため、対応検討	C	
21	集中環境施設	高温焼却炉管理区域建屋換気空調系冷凍機（A）潤滑油圧力計に運転範囲外れが認められたため、点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・ 管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・ 原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 主要パラメータの緩やかな変化 ・ 人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話 : 0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで